

技能労務職の人員配置

(1) 運転業務（総務課）

第5次定員適正化計画	平成27年3月決定内容
<p>直営</p> <p>1 <u>正規職員3人により、市長車、議長車、副市長車及びバスの運転業務を行う。</u>（過去に嘱託員採用したが、円滑に運用できなかった。）</p> <p>2 短期方針 従来どおり、清掃事務所の大型自動車免許保有技能労務職員を人事異動により総務課勤務としたり、同免許保有の再任用職員を充てる。</p> <p>3 中期方針 清掃事務所の収集車はサイズダウンし、中型自動車免許で運転できるため、大型自動車免許は必要ない。よって、総務課保有の大型バスの運用を継続していくためには、大型自動車免許取得者を養成するなどの確保策を検討する。</p>	<p>直営（一部委託）</p> <p>正規職員2人（市長車と議長車）を配置し、副市長車及びバス運転業務を嘱託化する。正規職員2人を維持するため、採用を再開する。</p>

(2) 三の倉・大畑センター

第5次定員適正化計画	平成27年3月決定内容																				
<p>直営（一部、第2種会計年度任用職員）</p> <p>1 ごみ収集者乗員の見直し <u>同車両の乗員体制を3層にし、合理化を図る。</u></p> <p>① 正規職員</p> <p>② 第2種会計年度任用職員（仮称・パトリーダー（新設）→新たに運転業務も担う。）</p> <p>③ 第2種会計年度任用職員（従来どおり）</p> <p>2 清掃事務所全体の職員配置見込</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>正規職員</th> <th>2種会計 パトリーダー</th> <th>2種会計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R01</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>R16</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-7</td> <td>9</td> <td>-2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 正規職員には再任用職員常勤を含む</p>	年度	正規職員	2種会計 パトリーダー	2種会計	計	R01	27	0	12	39	R16	20	9	10	39	増減	-7	9	-2	0	<p>直営（一部嘱託＋臨時職員）</p> <p>総数を維持するため、正規職員の新規採用を再開する。</p>
年度	正規職員	2種会計 パトリーダー	2種会計	計																	
R01	27	0	12	39																	
R16	20	9	10	39																	
増減	-7	9	-2	0																	

(3) 小中学校校務員

第5次定員適正化計画	平成27年3月決定内容
直営（一部、第2種会計年度任用職員） <u>退職不補充を維持する。</u>	直営（臨時職員） 退職不補充を維持する。

(4) 道路河川及び公園遊園の維持管理

第5次定員適正化計画	平成27年3月決定内容
直営（一部、第2種会計年度任用職員） 1 災害時初動体制確保には、 <u>両課合わせて12人による直営が必要。そのうち正規フル勤務職員は9人を下回らないようにし、正規+正規のペアが三組未満としないようにする。</u> 2 定年退職が集中する時期があるため、再任用職員の勤務時間（常勤か短時間）の状況や55～60歳の正規職員6人おり技術継承の観点から新規採用の時期について検討する。	直営（一部嘱託化） 当面、嘱託員を採用し、正規9人嘱託員3人。ただし、人数構成や採用時期は、再度検討が必要。

(5) 給食（学校・保育園）の調理業務

調理員の正規職員採用については、平成30（2019）年4月に再開している。

ア 保育園調理業務

第5次定員適正化計画			平成27年3月決定内容
<u>実配置の考え方を続ける。</u> (職員配置方針)			(配置年次計画のみで配置に関する方針の明文化は無い。)
	正規	第2種会計年度任用職員	
基本	1人	2人	
150～200食の園 *1	基本+1人	2人	
200食超の園*2	基本+2人	2人	
*1 令和2年度 双葉保育園と笠原保育園			
*2 令和2年度 星ヶ台保育園			

イ 学校給食

第5次定員適正化計画					平成27年3月決定内容	
直営（食育センター・笠原小中）＋委託（左記施設以外）					（配置年次計画のみで配置に関する方針の明文化は無い。）	
1 令和3（2021）年8月の食育センター稼働後の管理運営体制						
	調理場	現在	R03.08	R08.04*		
①	食育センター	—	直営	直営		
②	大畑調理場	直営	閉鎖	—		
③	共栄調理場	委託	閉鎖	—		
④	昭和小／滝呂小 調理場	直営	委託	委託		
⑤	養正小／北栄小・北陵中／池田小 調理場	委託	委託	委託		
⑥	笠原小／笠原中 調理場	直営	直営	学校建替えに伴い閉鎖		
		数年程度で閉鎖が決定している施設の委託は困難な為、閉鎖まで直営。				
* R08.04に新笠原義務教育学校の開校予定						
2 食育センター運営に必要な正規職員数は、10人。						
3 調理場全体の職員体制						
		正規	会2	計		
R02.04	現行	18	46	64		
R03.08	食育センター供用開始	18	42	60		
R06.04	食育センターアレルギー対応開始	14	48	62		
R08.04	笠原義務教育学校開校	14	37	51		
R12.04		10	41	51		
正規には、再任用常勤含む。						
会2＝再任用短時間勤務＋第2種会計年度任用職員						
4 笠原小中学校調理場閉鎖後の令和8年4月から3～4年程度、食育センターの正規職員が上述2の10人を超えると予想されるため、今後の再任用の希望や退職の状況を考慮しながら新規採用者数を精査する。						
年度	R07	R08	R09	R10	R11	R12
センター正規職員数	10	14	13	11	11	10

(6) 管渠施設の維持管理（旧下水道課）

第5次定員適正化計画	平成27年3月決定内容
(業務委託済) 令和元年度末に管渠維持担当の第2種 会計年度任用職員が退職。 <u>令和2年度か ら管工事組合へ全面委託。</u>	直営（一部委託）の後、平成30年度から 全面委託 平成29年度までは、直営（嘱託又は臨時 職員、一部委託）。平成30年度から管工 事組合へ全面委託。